

## 議案第138号「日光市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

議案第138号「日光市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について」の可決にあたり、次のとおり意見を決議する。

今期定例会に上程された本案は、市の行う事務及び事業の運営を簡素かつ効率的に行うための組織改編を行うものとして、法の趣旨を鑑み、組織のスリム化、スケールメリットを図ることによる簡素化、各部門の連携強化による効率化を目的としているものと思慮される。

しかしながら、組織機構再編の内容や時期に対し、異議を唱える市民の声や、疑義を呈する議員の声は少なくなく、ここに至る過程で各方面に混乱を生じさせたことは否めない事実である。

市の組織に係るものであるとはいえ、行政の本分は市民サービスにあるべきだと考える。この意味において、この条例改正の内容は、執行部内部の問題にとどまるものではないこと。さらに、今回の市の対応により、市民はもとより、議会においても大きな混乱を生じることとなったことを重く、しっかりと受け止めるべきである。

市に対し、今後は議員全員協議会及び委員会審査における質疑や本日の討論の内容に留意し、各関係団体への周知・説明に努め、殊に、観光経済部の創設にあたっては、観光と商工・農林、さらにはスポーツ関連との連携強化を図り、観光立市日光のより一層の発展に注力することを強く求める決議を附すものである。

平成30年12月18日

日光市議会